

第9回米原市定例教育委員会

日 時：平成17年10月27日
9時00分開会

場 所：米原市役所山東庁舎
3階 委員会室

出席者 教育委員：松蔦委員長 山岡委員 戸田委員 丸本委員
教育委員会事務局：瀬戸川教育長 小野教育部長
学校教育課：安田課長
生涯学習課：中川課長
文化スポーツ振興課：中井課長
教育総務課：三田村課長 寺村参事
書 記 教育総務課：二之宮

1) 開会あいさつ

松蔦委員長

2) 議事

議案第94号 米原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

三田村課長より概要の説明

山岡委員：米原市教育委員会となっているが、米原市教育委員会事務局ではないか。

三田村課長：部長印は米原市教育委員会教育部長印となっており、これに準じて課長印も作成している。

山岡委員：現在まで、学校教育課長印は存在しなかったのか。

安田課長：合併してから現在までは作成していない。

松蔦委員長：教育部長印は合併時に市長部局より指示があり作成しているのではないか。

小野部長：教育部長印については合併時に総務課の指示により作成した。

承認

議案第95号 米原市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

三田村課長より概要の説明

松蔦委員長：来年度からの食材購入業者についての考え方はどのようになるか。

三田村課長：現米原市の手法により、近江町の業者も含めて購入する方向である。

承認

議案第96号 米原市立学校給食センター学校給食費の会計処理規則の一部を改正する規則について

三田村課長より概要の説明

山岡委員：米原の給食センター所長は囑託であるが、支払い等はセンター長が決裁しているのか。

三田村課長：最終決裁は米原・伊吹・山東給食センターとも教育総務課長がおこなっている。

承認

議案第97号 米原市いぶき幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について

安田課長より概要の説明

山岡委員：一時的な就労等となっているが、終日就労している家庭の園児は、保育所に通園となるのか。

安田課長：終日就労している家庭は保育所に通園となる。

山岡委員：預かり保育に該当するかは、規則に基づき、園長の判断となるのか。

松蔭委員長：現状は園長が判断することとなっている。

瀬戸川教育長：就労等によりの趣旨は、子供が幼稚園に入園してから就労した場合等で、途中で保育所に入所すると友達関係で不都合が生じるためなどが考えられる。最初から就労している場合は、保育所に通園が通常となる。

松蔭委員長：第2条第1項第1号改正の趣旨を教えてください。

安田課長：就労のみ理由の場合、基本的に保育所に通園することが改正の趣旨である。

松蔭委員長：現在までに、問題が発生したため改正したのか。旧伊吹町の趣旨は、就労していても保育所でなく幼稚園で教育を受けられるよう預かり保育を開始したため、旧伊吹町で開始した預かり保育の趣旨に反しているのではないかと。

安田課長：他の幼稚園では就労を理由とした場合、保育所を選択しており、米原市全体的なバランスから考えると、就労の理由により幼稚園に通えない家庭については、保育所を選んでもらうのが妥当ではないかと。

松蔦委員長：現代は夫婦共に就労している家庭が大部分を占める時代であり、そうなると、幼稚園に通園させるのが難しくなる家庭が増えるのでないか。

瀬戸川教育長：今年度入園される方に、規則を十分説明し、理解を得てから実施する予定である。

松蔦委員長：現在、幼保一元化の検討をしており、検討結果を待ち、結果により改正するのが妥当でないか。

山岡委員：同じ市内で保育所に入所する基準に違いがあるのは問題がある。旧伊吹町だけ考えれば問題ないが、米原市全体の保育所の存在価値が失われてしまう恐れがある。

松蔦委員長：旧伊吹町の地域性により検討に検討を重ねた結果完成した預かり保育を、一年もたたないうちに改正するという考えでなく、数年の審議により改正していく方向がよいのではないか。また、妥協案として、改正前の第2条第1項第1号を、改正後第2条第1項第3号で拡大解釈して運用するのであれば問題はないと思われるが。

山岡委員：「一時的な就労」という考え方をに入れておかないと、保育所の存在意義がなくなってしまうのでないか。

松蔦委員長：幼保一元化の重点を、幼稚園か保育所のどちらに置くのかで変わってくるのでないか。

瀬戸川教育長：教育委員会としては、幼稚園に重点をおいて幼保一元化を進めていく方針である。第2条第1項第3号の解釈については、保護者に対する説明の仕方や受け止め方で大分変わってくる。

松蔦委員長：このように改正すると、就労している家庭は、幼稚園教育を受けられなくなってしまうのでないか。

山岡委員：幼稚園教育を受けられないとのことだが、保育所でも幼稚園教育要領に基いて教育を実施しており、保育所でも幼稚園と同じ教育が受けられると考えられる。

松蔦委員長：それぞれの地域に合わせて検討してきていることを一年もたたずに改正してしまうのでは、幼保一元化の議論自体、必要性が失われる。

瀬戸川教育長：幼保一元化の中で、いぶき幼稚園の預かり保育についても多少の修正が必要と考えら、今回の改正に結びついた。また、旧伊吹町で十分検討され実施されたので、改正にあたっては、弾力的な運用が必要となっていくと考えられる。

山岡委員：幼保一元化が推進されていくなか、規則で方針を決定しておかないと、今後施設が一体化した場合に、線引きが困難となる。

小野部長：今後は幼保一元化の検討委員会で検討するという形で、18年度は改正を多少修正して、旧町での方針を踏まえて弾力的に運営する形ではどうか。

安田課長：「一時的な」という文言をはずした形で、今年度は実施したらどうか。

山岡委員：現在預かり保育の利用者で、本来は保育所に通園すべき園児はどれくらいいるのか。

小野部長：現状は一時的な就労でなく、恒常的な就労者の園児が大部分である。また、利用の理由としては、小学校に入ってから友達との関係で預かり保育を利用している家庭が大多数である。

山岡委員：利用者への説明時には基本的な考え方は十分伝える必要がある。

第2条第1項第1号「一時的な」を削り、「留守の」を「留守がちな」に改めることにより承認

議案第97号審議の後、松島委員長は所用のため退席し山岡委員長代理が会議を進行

議案第98号 米原市児童等タクシー乗車利用規程の制定について

三田村課長より概要の説明

戸田委員：障害児運動会に参加する場合にもタクシー乗車券は利用できるのか。

三田村課長：基本的に園外活動等での利用はできない。このような場合はスクールバス等を利用してもらうことになる。

山岡委員：怪我等の緊急時のみを想定しているのか。

三田村課長：緊急時のみ想定している。

山岡委員：県外利用はできるのか。

三田村課長：タクシー会社が県内だけであるため、県外利用はできない。

瀬戸川教育長：緊急かどうかの判断は、学校長がおこなうのか。

三田村課長：校長の判断となる。

承認

議案第99号 米原市における保育の在り方に関する検討委員会設置要綱の制定について

安田課長より概要説明

安田課長：第2条第1項第2号の「保幼」を「幼保」に訂正してほしい。

山岡委員：こども課と十分連携をとらなければ、教育委員会だけの検討委員会になってしまう危険があるため注意していただきたい。

承認

議案第100号 米原市社会教育委員の委嘱について

中川課長より概要説明

承認

議案第101号 米原市図書館協議会委員の委嘱について

中川課長より概要説明

承認

議案第102号 後援名義の承認について

第4回近江中世城跡琵琶湖一周のろし駅伝の後援について

中井課長より概要説明

承認

議案第103号 米原市立学校給食施設保健衛生管理規則の制定について

三田村課長より概要説明

瀬戸川教育長：旧町の段階で規則は制定されていたのか。

三田村課長：旧町では制定されておらず、今回、新たに制定する。

山岡委員：揚げ物の温度管理は定められているのか。

三田村課長：この規則については、施設の保健衛生について定めており、調理方法等については別途基準が制定されているため、定めていない。

山岡委員：規則を定めるについて問題点等はなかったか。

三田村課長：施設管理は委託等で対応しているため、制定にあたり特に問題はなかった。

山岡委員：定期的な点検はあるのか。

小野部長：定期的に点検しているのは、検便程度であり、その他は日常的点検である。

承認

議案第104号 米原市立学校給食施設管理運営規程の制定について

三田村課長より概要説明

三田村課長：第2条第1項中の「前日20日」を「前月20日」に訂正

山岡委員：第3条の献立は施設ごとに作成するのか。

三田村課長：現在献立は、旧町の施設ごとに作成されている。

承認

議案第105号 米原市米原公民館及び近江公民館の指定管理について

中川課長より概要説明

山岡委員：公民館を指定管理者制度に移行することについての決定権はどこにあるのか。

また、法的にはどのようになっているのか。

中川課長：施設の重要事項は教育委員会に諮り決定する必要がある。

山岡委員：教育委員会で論議されていないうちに決定し告示したというのは、何か根拠があるのか。

小野部長：市の方針として、公民館を指定管理者として公募することとなった。教育委員会としては、仕様書のなかに教育委員会の意見を加えられることとなっている。

山岡委員：市長部局の施設については問題はないが、教育部局の施設を教育委員会に諮らずに決定してよいのか。

瀬戸川教育長：指定管理者を決定する手続きについては法的にもはっきりしていない。

山岡委員：では、どのような根拠に基づき指定管理者制度導入を決定したのか。

瀬戸川教育長：米原市指定管理者指定条例により告示した。

山岡委員：市長部局の施設であれば問題はないが、教育部局の施設については適用できないのではないかと。また、最終決定はどこでおこなうのか。

瀬戸川教育長：最終は市議会で決定する。

山岡委員：市議会は提出された案件に対し決定するのであり、導入するかどうかは、なんらかの根拠により決定しているのでないのか。

小野部長：本来なら教育委員会に諮り指定管理者の導入を決定することが道筋であるが、市長部局より期日を24日と設定され、内容も大よそ決定されており、担当課の意見をなかなか考慮していただけなかった。このため、日程的に余裕がなく、事後報告という形になってしまった。そのような経緯を十分考慮したうえでご審議願いたい。

山岡委員：教育部局は、市長部局とまったく独立した組織という認識をもっていただきたい。また、山東と伊吹公民館はなぜ外されているのか。

中川課長：市長より、ひとつの施設でも指定管理者制度を導入するよう指示されていた。このため、図書館については担当課として指定管理者制度導入に適さないと判断しているため、図書館のある伊吹、山東についてはなんとか外してもらった。

また、市長としては、臨時を雇用し運営しているため指定管理者でも問題はな
いという考えをもたれている。

山岡委員：臨時職員は行政管理のもと雇用しているのであり民間主導の指定管理者とは相
当な違いがある。

小野部長：伊吹、山東公民館についても、今回は外れたが、今後、実施について検討され
ていく。

承認

3. その他

○教育委員の学校訪問について

安田課長より日程の説明

○教職員の処分について

非 公 開

以上をもって第9回定例教育委員会を12時25分に終了した。

平成 年 月 日

上記について承認します。

教育委員長

教育委員長職務代理者

教育委員

教育委員

教育委員（教育長）